

## 高知県住宅耐震化促進事業現場見学会開催要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、住宅の耐震改修への県民の理解を深めることを目的として、登録事業者(高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱(以下、「登録制度要綱」という。)第2条第1項に規定された事業者をいう。以下、同じ。)と連携し、木造住宅耐震改修費補助事業(高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第2条第15号規定にされた事業。以下、「住宅耐震化促進事業」という。)を活用して耐震改修を行っている工事現場を、広く県民が見学できる見学会を開催するために必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第 2 条 この要領において、「現場見学会」とは、登録事業者が次の各号の全てに該当する住宅において、県民に対して耐震補強箇所の施工状況を見学できる機会として設けるものをいう。

- (1)住宅所有者が工事現場の見学会の実施を承諾しているもの
- (2)住宅耐震化促進事業を活用して耐震改修工事を行っているもの
- (3)現場確認等を行う木造住宅耐震診断士(高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱第2条第1項に規定された耐震診断士をいう。以下、同じ。)が立ち会い、補強工事の内容について説明を行うことができるもの

### (現場見学会を行う登録事業者の責務)

第 3 条 現場見学会を行う登録事業者(以下、「主催者」という。)は、現場見学会の運営にあたり、公衆災害の防止に努めるものとする。

- 2 現場見学会の見学者への対応は、主催者の責任において実施するものとする。
- 3 主催者は、登録制度要綱第10条第3項に規定する活動指針に従って業務を行うものとする。

### (現場見学会の情報提供)

第 4 条 現場見学会の県民への情報提供を希望する主催者は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(1) 高知県住宅耐震化促進事業現場見学会実施計画書

(2) 付近見取図

2 知事は、提出された資料に基づき、現場見学会の開催日、開催時間、開催場所、主催者の名称及び連絡先(以下、「開催日時等」という。)について、高知県土木部住宅課のホームページに掲載することによって、広く県民に情報提供するものとする。

3 知事は、前項の規定による現場見学会に職員を派遣することができる。

4 主催者は、開催日時等に変更があった場合は、速やかに知事に報告するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要領は、平成26年10月7日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月13日から施行する。